

J R 東海 労申第 20 号  
2025 年 12 月 23 日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 丹羽 俊介 殿

J R 東海 労働組合  
中央執行委員長 淵上 利和

跨線橋の点検業務入札談合による  
公正取引委員会からの排除措置命令に関する申し入れ

マスコミは 12 月 19 日、「線路をまたぐ陸橋の老朽化点検事業の入札で談合したとして、公正取引委員会は独禁法違反で、J R 東海と連結子会社のジェイアール東海コンサルタンツ、大日コンサルタント、トーニチコンサルタント、日本交通技術、丸栄調査設計の 6 社に独禁法違反を認定し、再発防止を求め、排除措置命令を出したと一斉に報じた。今回の報道により J R 東海の社会的信用は失われたと考える。従って、下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催すること。

記

1. 今回の跨線橋の点検業務入札談合に関して、公正取引委員会からの排除措置命令に対する時系列を明らかにすること。
2. 今回の跨線橋の点検業務入札談合に関して、公正取引委員会からの排除措置命令に対する見解を明らかにすること。
3. 報道では「遅くとも 2021 年 2 月以降、跨線橋の点検業務入札で談合が行われ、公正取引委員会が立ち入り検査した 2024 年 10 月まで 5 社がほぼ全ての業務を受注していた」と報道されているが、このことが事実なのか明らかにすること。また、長期間談合を繰り返してきたことへの見解を明らかにすること。
4. 昨年 10 月 23 日、公正取引委員会立ち入り検査報道では、J R 東海管内の計 10 路線と報じていたが、今回の対象も計 10 路線なのか明らかにするとともに何箇所の跨線橋なのか明らかにすること。
5. 今回の排除措置命令に関する対策・対応を明らかにすること。

以 上